

### 介護保険高額介護サービス費の所得区分が変わります

高額介護サービス費は、介護サービスを受けた際に支払った負担額の1か月の合計が一定額（負担上限額）を超えた場合、申請により、超えた金額の払い戻しを受けることができます。

負担上限額は、世帯の所得に応じて決められています。10月1日（土）からの介護保険制度の改正に伴い、10月の介護サービス利用分から、所得区分が変更になります。（左表参照）

所得区分(所得の状況)	負担上限額(世帯)
住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者のかた	15,000円 (個人)
住民税非課税世帯のかた	24,600円
住民税課税世帯のかた	37,200円

段階	所得区分(所得の状況)	負担上限額(世帯)
第1段階	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者のかた	15,000円 (個人)
第2段階	住民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	
第3段階	住民税非課税世帯で所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	24,600円
第4段階	住民税課税世帯のかた	37,200円

※課税年金＝障害基礎年金や遺族基礎年金などの非課税年金以外の年金

### 路上違反広告物撤去 活動推進員を募集します

まちの美観を阻害し、交通の妨げとなる違反広告物のうち、道路や電柱などに取り付けられたはり紙、はり札、立看板は、市の道路パトロールなどの際に撤去しています。撤去しても、すぐに設置されてしまうのが実情です。

市では、違反広告物をなくし、安全なまちづくりを進めるため、市民の皆さんに協力いただきながら違反広告物の撤去を行う「路上違反広告物撤去活動推進員制度」を開始するに伴い、同活動推進員（ボランティア）を募集します。

申込み資格 20歳以上の市内在住・在勤のかたで、3人以上のグループを構成し、継続的に活動ができるかた

※申込みされたかたには、講習会（10月下旬）を受講していただきます

※同活動推進員のかたには、活動中の事故に備え、ボランティア保険（市負担）に加入していただきます。

申込み方法 道路・交通課（本庁舎4階）で配布する申込書に必要事項を記入し、9月21日（水）10月7日（金）までに、グループの代表者が直接同課へ提出して下さい。

※閉庁日を除く  
問い合わせ 都市整備部道路・交通課



### 国保

#### 短期証が更新となります

国民健康保険短期被保険者証（短期証）は、10月に更新となるため、新しい短期証を世帯主のかたへ郵送します。

現在お持ちの短期証は10月1日以降使用できませんので、新しい短期証がお手元に届きましたら、保険年金課（本庁舎1階）まで返却して下さい。

短期証は郵送又は窓口での交付となりますので、ご協力をお願いします。

なお、今回の更新から、加入者1人につき1枚のカード型の短期証を交付します。

郵送のかた 9月下旬に短期証を郵送します。

窓口交付のかた 納付相談後、保険年金課の窓口で交付します。該当されるかたには事前に通知しますので、指定期間内に同課へお問い合わせください。



#### 「ゴボウの収穫」

当日はゴボウの収穫のほか、簡単な農作業を行います。収穫の楽しさを体験してみませんか。

日時 10月8日（土）午前10時～正午

※小雨決行

場所 秋津ちろりん村（秋津町1-9）

対象 市内在住・在勤のかた

定員 抽選で50名

※応募者多数の場合は、9月28日（水）午後2時から、「秋津ちろりん村」管理棟内で公開抽選

参加費 無料

持ち物 収穫したものを入る袋



昨年のゴボウの収穫の様子

### 「トトロの家」誘致活動への協力 ありがとうございます

平成15年末から、「トトロの家」を東村山へ、市民の会、東村山市議会及び市で、「サツキとメイの家」（トトロの家）の誘致活動を積極的に進め、これまでに4万2千人を超す署名をいただきました。

しかしながら、7月中旬に、日本国際博覧会会場の愛知県が、公園施設等を博覧会のメモリアルとして同県に保存することを要望したことにより、著作権を持つスタジオジブリの了解を得られず、多磨全生園内に

平成15年末から、「トトロの家」を東村山へ、市民の会、東村山市議会及び市で、「サツキとメイの家」（トトロの家）の誘致活動を積極的に進め、これまでに4万2千人を超す署名をいただきました。

しかしながら、7月中旬に、日本国際博覧会会場の愛知県が、公園施設等を博覧会のメモリアルとして同県に保存することを要望したことにより、著作権を持つスタジオジブリの了解を得られず、多磨全生園内に

### 二ツ塚最終処分場の搬入量が減少しました

二ツ塚最終処分場（目の出町）は、当市を含む多摩25市1町から出る家庭ごみの最終処分場です。

この度、東京都多摩地域廃棄物広域処分組合（多摩25市1町の自治体で構成）から、平成16年度の同処分場への廃棄物搬入量の公表があり、総搬入量は、前年度実績と比較し、重量で約1万1千トン（8・8％）の減少、容量では約1万3千m<sup>3</sup>（11・2％）の減少となりました。

また、同組合では、処分場延命化への取り組みの一環として、各自自治体人口などに応じた搬入配分量を設けています。当市においては、搬入量は4千496m<sup>3</sup>で、配分量の5千511m<sup>3</sup>を1千15m<sup>3</sup>（昨年比361m<sup>3</sup>）下まわりました。

これは、指定収集袋制による家庭ごみの有料化により、

### 国勢調査にご協力下さい

10月1日現在で全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は、大正9年から5年ごとに行われ、今回が18回目になります。

特に今回の調査は、人口減少社会を間近に控え、人口構造の転換期にある我が国の最新の実態を明らかにするものです。

※状況により夜間に訪問することがあります。

#### 国勢調査 Q & A

Q. 調査結果は何に使われるの？  
A. 国勢調査は、都道府県や市町村議会の議員数の決定、地方交付税の算定基準などに用いたり、都市計画や社会福祉政策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。

Q. 国勢調査員はどんな人の？  
A. 調査票の配布・回収を行う国勢調査員は、市町村長の推薦に基づき総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員は、「国勢調査員証」を携帯して調査に伺います。

Q. どうしても記入しなればいけないの？  
A. 「統計法」及び「国勢調査令」で回答の義務について規定しており、国勢調査に参加することは、私たちの義務とされています。

#### 総務課統計係の場所が変更となりました

調査員が各世帯に配布する書類で、総務課統計係の場所が市民センター別館1階第7会議室となっておりますが、市民センター1階に変更となりました。

問い合わせ 総務部総務課

